

4. 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】進捗状況集計

達成状況評価基準	令和3年度評価		事業総合評価	
	取組数	割合	取組数	割合
A【100%又は100%以上】…事業が完了 又は 目標以上成果があった	0	0.0%	0	0.0%
B【70%～A未満】…検討課題がほぼなく 又は あるものの事業を実施中	29	96.7%	25	83.3%
C【50%～B未満】…事業の実施準備が完了 又は完了し事業に着手	1	3.3%	5	16.7%
D【20%～C未満】…課題等への対応中 又は 事業の実施準備がほぼ完了	0	0.0%	0	0.0%
E【0%～D未満】…未着手 又は 着手に向けて検討中	0	0.0%	0	0.0%

令和4年度事業の方向性						
評価		取組数	割合	評価		割合
A		2	6.7%	C	1	0.0%
					2	0.0%
B	1	27	90.0%	D	1	0.0%
	2	1	3.3%		2	0.0%
	3	0	0.0%		3	0.0%

※事業の方向性に関する説明は、【資料1】の1ページ目をご覧ください。

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和3年度事業内容・実績(見込)	令和3年度 評価	令和4年度における事業内容	令和4年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 持続的に発展し、豊かな暮らしを育むまち【暮らし・基盤】								
1 土地利用								
1 総合的な土地利用の推進								
	1 都市計画(線引き等)の見直し		町都市計画マスタープランに基づき、地域特性と潜在力を発揮させるよう立地適正化計画を策定し、R2.3.31に町HPにて計画を公表しています。令和3年度においては、地権者等からの問合せは特になく、該当する案件も発生していません。	B	緩やかに居住誘導区域に誘導できるよう立地適正化計画に関心を高めるよう周知していきます。また、居住誘導区域内の防災に関する位置づけとして、防災指針の検討を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 松田町特定地域土地利用計画の見直し		「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談窓口を設けるとともに、地域課題等に対応するため、県土地利用調整条例による規制面積要件の緩和について県に働きかけを行いました。(令和3年9月末現在=届出件数0件) また、神奈川県及び経過措置解消市村(相模原市、清川村)に経過措置解消のプロセスや課題等の情報収集を行いました。	B	「公有地の拡大の推進に関する法律」「国土利用計画法」に係る相談をはじめ、都市計画区域外における「神奈川県土地利用調整条例」に係る事前相談に対応していきます。また、県土地利用調整条例による規制面積要件の緩和について、経過措置の解消を予定しており、届出件数の増加が見込まれるため、関係課と連携しながら、事前相談に対応します。	B2	B	政策推進課
2 新時代に向けた積極的な土地利用の推進								
	1 良好な住宅地の整備・促進		道路後退用地整備に伴う登記委託業務・整備工事、宅地開発に伴う許認可業務、道路改良に伴う工事・委託業務を行いました。また、民間住宅の建替えに伴う道路幅員に関して積極的に地権者交渉を実施しています。 ・道路後退用地の整備 2箇所(町道10-1号線など)	B	施策を推進するための道路整備及び宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 自然環境に配慮した開発事業の誘導		まちづくり条例に基づき、自然環境に配慮した開発指導(雨水排水の宅内浸透など)を誘導しています。	B	施策を継続的に推進するよう宅地開発事業の指導を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 町有地等の利活用の促進		令和2年度に売却した町有地(寄1番地)の土地利用に関する調整を実施し、開発に向けた準備を行います。 また、令和3年度より利活用が開始された旧寄中学校利活用事業者と、月1回の定例会議を通じ、利活用に向けた各種調整を行っていきます。旧寄中学校については、施設の貸付が開始されたことで、施設管理コストの縮減が見込まれます。	B	町有地等において利用の推進可能な財産のリスト化を通じ、今後の町利活用方針がない場合は、一般競争入札等により売却等を行い、民間活力を活用した土地・建物の利用を推進します。	B1	B	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和3年度事業内容・実績（見込）	令和3年度 評価	令和4年度における事業内容	令和4年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	3 国土（地籍）調査の推進							
	1 国土（地籍）調査の推進		中丸地区 8.0ha 測量 ⇒新型コロナウイルス感染防止として、立会い時の 密を避けるため、期間を長く設定し立会いを行います。 宮下・谷津地区 7.0ha 閲覧(R2年度分) ⇒郵送による対応に切り替え。	B	河内地区 8.0ha 測量 中丸地区 8.0ha 閲覧(R3年度分)	B1	B	まちづくり課
	2 新松田駅・松田駅周辺の整備							
	1 新松田駅南口駅前広場等整備事業の促進							
	1 新松田駅南口駅前広場等整備	優先	地権者との用地交渉を一部実施。 事業認定等の手続きに関する調整を行う。	B	地権者交渉を進めます。	B1	C	まちづくり課
	2 新松田駅北口周辺整備の促進							
	1 新松田駅北口周辺整備	優先	新松田駅周辺整備基本構想基本計画(H31.3月策定)に基づき、駅前広場周辺の 測量、再開発準備組合の設立(R4年度)に向けた地権者への個別訪問、デベロッ パーへの資料提供などを実施いたします。	B	再開発準備組合の設立、都市計画決定・警察協議へ向けた公共施設の検討	B1	B	まちづくり課
	3 骨格的道路網（国道・県道・幹線町道）と生活道路							
	1 道路網の整備							
	1 関係機関に対する積極的な要望活動の実施		事業を推進するため、神奈川県に対し、町村会を通じた「県の施策・予算に関 する要望」のほか、県議会議員を通じた「政党予算要望」などにより広く要望 活動を実施します。 ・県道711号御殿場線高架下の道路拡幅 ・災害時の孤立対策 県道710号、県営土佐原林道整備	B	前年度同様、関係機関を通じて要望活動を行うことで整備を推進していきます。	B1	B	まちづくり課
	2 町道・生活道路の整備促進、橋梁の計画的な維持管理							
	1 町道等の効率的・効果的な整備		町道等の道路維持、道路改良を行うための地権者等との交渉業務から設計、工 事発注、現場管理のほか道路拡幅に伴う補償・登記業務などを行っておりま す。 ・観音道下地内定住化促進道路整備工事 ・町道5-6号線道路改良工事	B	安全性、利便性を考慮した中で緊急度合いを調整しながら計画的に整備を行います。	B1	B	まちづくり課
	2 橋梁の効率的・効果的な維持管理		令和3年度については、枇杷沢橋ほか29橋の橋梁点検、十文字橋の補修設計を 開成町発注で実施しています。	B	橋梁長寿命化修繕計画に伴い、8橋の点検委託及び十文字橋の補修工事を行います。	B1	B	まちづくり課
	3 歩道整備及びポケットパーク等の整備による歩行空間の確保							
	1 生活環境を向上させる歩行空間の確保	優先	・町道1-7号線道路改良工事(歩道整備) 道路改良工事に関する業務。町道1号線との交差点において歩道設置が完了 し、未利用空間へ修景施設の設置を行います。	B	歩行空間の確保について、安全性、利便性を考慮しながら計画的に整備を行います。 ・（町道15号線ほか）	B1	B	まちづくり課

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和3年度事業内容・実績（見込）	令和3年度 評価	令和4年度における事業内容	令和4年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
4 公共交通								
1 鉄道運行体制の充実								
1	鉄道事業者への要望の継続		沿線自治体等と連携し、公共交通機関に対し利便性向上を目的とした要望内容をまとめました。また、鉄道利用者を増やすための広域での啓発物等の作成について沿線自治体との意見調整に取り組みました。	B	御殿場線沿線の市町等を構成員とする「御殿場線活用推進協議会」や、県や県内の市町村長等で構成する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」において、JR東海や東日本、国土交通省に対し、要望活動を行ってまいります。	B1	B	政策推進課
2	駅前からの交通案内等の充実	重点	駅前からの多言語案内看板や新松田駅前の休憩所「つむGO」に設置したデジタルサイネージを活用し、観光客等へのエリア情報を発信しました。	B	観光振興の観点を持ちながら、鉄道利用者が増加するような施策を展開してまいります。新松田駅前の「つむGO」を案内・休憩機能の拠点施設として運営してまいります。	B1	B	政策推進課
2 バス交通等の充実								
1	路線バスの運行維持対策の推進	重点	地域の大切な移動の足である公共交通サービスを維持・存続させるため、コロナ禍での経営状況等に鑑み、通学定期券購入助成事業等の事業者負担分をなくすことで、更なる減便等が生じないようにするなど、事業者に対する支援や調整を行いました。	B	地域の大切な移動の足である公共交通サービスを維持・存続させるため、コロナ禍での経営状況等により更なる減便等が生じないように、事業者に対する支援や調整を続けてまいります。	B1	B	政策推進課
2	効果的な交通施策の推進と新たな交通施策の推進	重点	令和3年4月から新たな負担割合（事業者＝負担なし・町＝2/3）として、通学バス定期券・高齢者バス定期券助成事業を実施しました。また、コロナ禍で経営状況に影響を受けているタクシー事業者に対する支援を行いました。持続可能な公共交通の実現のため、新たなモビリティサービス等に関する検討を開始しました。	B	交通事業者との連携のもと、バス交通主要3施策を推進するとともに、コロナ禍により減少傾向にある同施策の利用者を増やすための広報活動を定期的に行います。持続可能な公共交通の実現のための検討を継続して行います。	A	B	政策推進課
5 住宅対策								
1 住宅の整備								
1	老朽化した町営住宅の解体		老朽化した町営住宅で空家5棟のうち、沢尻住宅の2棟を解体します。	B	空家となった老朽化した町営住宅の迅速な解体（2棟予定）を実施してまいります。	B1	B	総務課
2	民間等による町営住宅供給の調査・研究		空室となった住宅については、民間事業者と連携をし、民間のノウハウを用い迅速な入居者確保に努めました。また、河内住宅は2室の空き家に対し3名の入居希望があり、入居者選定委員会を実施し、2名の入居者を決定しました。籠場住宅21室中満室、河内住宅16室中満室、町屋住宅28室中1室空室	B	住宅が空室となった場合には、民間事業者と連携し、民間のノウハウを活用しながら迅速な入居者確保に努めます。また、町ホームページや民間事業者のホームページへ掲載します。	B1	B	総務課
3	住宅取得促進事業の推進及び新制度の研究・実行・周知		住宅取得促進事業の推進・周知(窓口案内及び町広報誌への掲載)を行いました。 交付実績数：16件	B	引き続き、必要な事業費を予算化の上、住宅取得促進事業の推進・周知を行ってまいります。	B1	B	定住少子化担当室
4	民間住宅の建設促進、良好な住宅地開発の誘導	重点	宅地開発の申請に基づき、庁内会議(まちづくり調整委員会)を開催し、情報の共有を図りつつ、町としての適切な指導方針を見出しています。	B	従来どおり庁内会議を開催し、宅地開発の指導方針を立てます。	B1	B	まちづくり課
5	空家空地の利活用	重点	昨年度に引き続き「松田町空家・空地バンク」の運用を行いました。また、掲載物件数を増加させるため、不動産会社へ掲載についての働きかけを行うとともに広報まつだを通じ、掲載物件の募集を行いました。 空家バンクを通じた成約件数 4件	B	引き続き、「松田町空家・空地バンク」の運用を行います。掲載物件の確保のため、町広報や不動産会社へ依頼による当該物件の情報収集に努めます。また、令和3年度実施予定の空き家・空き地等事業を実施し、現在の町内の空家等の情報把握をするともに、2次活用可能な物件の場合、「空家・空地バンク」への掲載を働きかけます。	A	B	定住少子化担当室

【暮らし・基盤】施策評価

項目	取組名称	まちづくり戦略 (優先・重点)	令和3年度事業内容・実績（見込）	令和3年度 評価	令和4年度における事業内容	令和4年度の 方向性	事業総合 評価	担当課
	6 空家等取り壊し		定住少子化担当室及び環境上下水道課との連携により、建物の所有者を調査し、住宅等の維持管理について依頼しました。 令和3年度の実績：2件2回	B	令和3年度に引き続き、所有者等の調査を行い、住宅等の維持管理について関係課と事業を実施します。	B1	C	安全防災担当室
6 ごみ処理対策								
1 ごみ収集・処理対策								
	1 ごみの分別収集の推進		令和3年3月1日付で、令和2年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布しました。 また、令和4年3月1日に令和4年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布する予定です。	B	広報及びホームページ等を活用し、ごみの分別及び減量化、再資源化についての啓発を図ります。 令和5年3月1日付けで、令和5年度分の分別表及び収集カレンダーを全戸配布します。	B1	B	環境上下水道課
	2 リサイクル活動団体への助成		資源ごみの回収を行っている登録団体（計9団体）を対象に、リサイクル活動団体等奨励金を交付しています。	B	奨励金の交付については、現行制度を継続すると共に、広報等により制度の周知及び登録団体の増加を図ります。	B1	B	環境上下水道課
7 水道事業								
1 施設整備と維持管理の充実								
	1 給水管の布設替えと施設の更新・整備		河内地内配水管布設工事の実施と宮下水源水害対策工事の実施スケジュールの調整をしています。	B	宮下水源水害対策工事を実施していきます。	B1	C	環境上下水道課
	2 水質管理計画に基づく水質管理		毎日・毎月の項目別水質検査の実施しております。	B	いつでも安心して飲める水質を維持できるよう、水質管理計画に基づき継続的な検査を実施します。	B1	B	環境上下水道課
2 経営の健全化								
	1 水道使用料適正化の検討		水道事業運営審議会委員の公募を行ったが応募がなく、委員選考が難航しているが、1/3の目途は立っている。	C	地域の水道を持続し安全な水が将来にわたり安定的に供給されるよう水道事業運営審議会を開催し、料金見直しなどを審議していきます。	B1	C	環境上下水道課
	2 経営の健全化		経費削減などの経営の合理化に取り組んでいます。	B	上水道事業会計は、今後の宮下水源災害対策工事など施設更新工事の検討、寄簡易水道事業会計は固定資産台帳作成など公営企業会計移行への準備を進めます。	B1	B	環境上下水道課
8 下水道・生活排水施設整備								
1 公共下水道事業の推進								
	1 下水道事業の推進と経営基盤の強化		固定資産台帳作成準備など公営企業会計移行の準備を進めました。	B	下水道管渠・施設維持管理工事を進めます。また、固定資産台帳作成などの公営企業会計移行への準備を令和6年度までに進めます。	B1	B	環境上下水道課
2 生活排水処理の推進								
	1 合併処理浄化槽整備の推進		合併処理浄化槽の整備費及び維持管理費の補助を行っています。整備費については15件の計画に対し、2件で計2,494,300円の補助金を交付済みです。維持管理費については30件の計画に対し、8件で計88,000円の補助金を交付済みです。	B	設置費補助金及び維持管理費助成金制度を引き続き運用すると共に、広報及びホームページによる啓発、対象者への個別勧奨などにより、合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。	B1	C	環境上下水道課